ケーブルプラスでんき利用規約(旧プラン)

株式会社エヌ・シィ・ティ（以下、NCT）とauエネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」（以下「ケーブルプラスでんき」といいます。）を受ける者（以下「加入者」といいます。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第1条（利用規約の適用）

1．NCTは、auELが規定するでんき契約約款（auEL）（以下「約款」といいます。）により提供される本サービスに関して、NCTに譲り渡されたauELの債権（以下、「電気料金」といいます。）の請求等を、NCT の定める「ケーブルプラスでんき利用規約」（以下「本規約」といいます。）により行うもととします。

2．本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3．NCTは、以下の場合に、NCTの裁量で民法548条の４の規定により本規約を変更することができます。

・本規約の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。

・本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき。

3－2．NCTは前項による本規約変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の１ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日をNCTウェブページ（https://www.nct9.co.jp/）に公告します。

3－3．変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。なお、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第2条（用語）

1．本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（加入申込の承諾）

1．ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえ、NCTが別途指定する方法によりお申込みを行い、auELがこれを承諾したときに契約が成立するものとします。

①ケーブルプラスでんき需給約款

②ケーブルプラスでんき重要事項説明書

③本規約

2．NCTは、前項に基づくお申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

3．NCTは、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申込みを承諾しないことがあります。

①お申込みにあたり加入者が虚偽の内容をNCTに申告した場合、またはそのおそれがある場合。

②加入者がケーブルプラスでんきまたは、NCTから請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。

③過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合。

④その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第4条（auIDの提供）

1．ケーブルプラスでんきWebサービスおよびMy auの利用にはKDDI株式会社が提供する「auID」が必要です。

2．加入者は、ケーブルプラスでんきのお申込みにあたり、KDDI株式会社が別に定める「ID利用規約」に同意するものとします。

第5条（auELに関わる債権の譲渡等）

1．加入者は、NCTが電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、NCTおよびauELは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6条（請求と支払い等）

1．加入者は、NCTが定める期日までに指定する方法で支払いを行うものとします。

2．加入者は、NCTが電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。

3．加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします）の割合で計算して得た額を延滞利息として、NCTが定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条（最低利用期間）

1．最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して1年間です。

第8条（利用契約の終了）

1．NCTは、加入者が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、auELに通知いたします。その場合auELは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2．加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、NCTが別途定める方法により、NCTにご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合には、NCTにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。
3．加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4．上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんきセット割も解除となります。
5．電気料金のお支払いが1回でも延滞となった場合や、NCTが定める支払期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合は本サービスを強制的に終了させて頂きます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。
6．強制的に終了となった加入者へは、清算完了後に再契約の申し出があった場合、NCTは再契約をお断りすることもございます。

第9条（auELへの通知）

1．加入者は、NCTが定める支払期日までに、NCTの既存サービスの料金の支払いが無い場合、auELに通知することを了承するものとします。

第10条（他の小売電気事業者への通知）

1．約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終了後も、現に料金およびその他の債務の支払いがない場合、NCTは加入者の個人情報をauELへ通知します。また、auELは、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

第11条（利用契約に関わる契約者情報の利用）

1．NCTは、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに関わる契約のお申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、NCTが別に定める「個人情報の保護方針とプライバシーポリシー」に定めます。

第12条（協議、管轄裁判所）

1．本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2．本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、NCTの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、NCTの本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附　則

1．NCTは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2．この本規約は2021年4月1日より施行します。
2023年 6 月 1 日改正（2023年 7 月 1 日施行）
2026年10月 1 日改正（2026年11月 1 日施行）